



酒田市 福祉バス利用手引

令和 8 年 4 月発行

福祉バスは、移動手段の確保が難しい高齢者や障がいのある方などの外出を支援し、社会参加の促進や地域福祉の向上を目的として運行しています。

バス利用者の皆さまへ

利用対象

利用対象は、酒田市内の学区・地区社協、障がい者当事者団体・支援団体、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員によって構成される団体、保護司会等更生保護団体、戦没者遺族団体、コミュニティ振興会、自治会及び自主防災組織等の地縁団体、保育所及び放課後児童クラブなどの福祉関係団体です。

営利目的、宗教的または政治的な活動、公共の福祉を害するおそれのある活動を行う団体及び送迎車両を保有している団体は利用できません。

※ 利用対象団体であっても、利用目的・運行条件等に合致しない場合は利用ができませんのでご注意ください。

利用目的

以下の福祉活動を目的とする事業に利用できます。

- ・福祉に関する研修や事業
※車内及び昼食時での講話やDVD鑑賞などを行うだけをもって福祉に関する研修とすることはできません。
※有料観光ガイドの利用はできません。
- ・福祉施設などの視察訪問
※観光バスのような利用で福祉施設などを訪問することは、先方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・各種研修会・大会などへの参加（市・県・社協主催の研修及び大会）
- ・ボランティア活動（被災地支援・福祉施設等の慰問）など

※社協が運営しているバスは利用目的が定められており、観光バスとは違うことをご理解願います。また、単なる送迎など利便性向上を目的とした利用は本事業の趣旨ではありません。

運行時間および利用区域

- ・運行時間 原則として8：30～17：15です。土・日・祝日も利用できます。
- ・利用日数 原則日帰りとします。
- ・利用区域 1日の場合、走行距離は概ね400km未満、1泊2日（但し、県大会、酒田市の申請）の場合、走行距離は概ね600km未満。

※上記福祉活動場所より遠方への経路は認めません。

（例：酒田市内での福祉活動の後に市外の観光施設見学など）

※運行時間は社会福祉協議会駐車場から出発及び到着する時間となります。

※研修、施設訪問は1時間以上が望ましい。

バス乗車定員

① 酒田市福祉バス 20人以上50人まで（ジュニアシート39席可）

② 酒田市日赤福祉バス 10人以上28人まで（ジュニアシート21席可）

※チャイルドシートの設備がないので、満4歳未満の乳幼児の乗車はできません。

※ジュニアシートで対応できる満4歳以上の子どもは、ジュニアシートの席数まで乗車できます。

※シートベルトを着用しますので、定員を超えての乗車はできません。

（例：大人2人の席に児童3人が乗車することはできません。）

利用料

- ・ 無料です。
- ・ 有料道路等通行料金、駐車料金は利用者負担です。
- ・ バス利用中に食事をする場合や宿泊をする場合、乗務員の食事代・宿泊代も利用者負担です。（乗務員の食事は利用者と同じもので構いません。）

申込み

◎申込みは、バスを利用しようとする月の3か月前の初日から社会福祉協議会窓口で、または電話で受付けます。（月の初日が土・日・祝日の場合は、翌業務日。受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

（例：利用日が9月10日の場合、6月1日の午前8時30分から申込みを受付けます。）
先着順での申込みを受付けしますが、毎月の業務初日は、午前10時までの申込みで利用日が重複した場合は抽選とします。

※例外として、酒田市社会福祉協議会事業及び県大会規模の行事等については、3か月前以前でも優先して申込みを受付けます。

◎提出するもの

- ・ 申込書、運行経路予定表 … 遅くとも1か月前までに提出してください。

※1か月前までに申請書提出が無い場合は取消となります。

※経路の変更等は遅くとも2週間前まで連絡してください。

- ・ 利用乗車名簿 … 7日前までに提出してください。

※提出期限の厳守をお願いします。

注意事項

- ・ 走行中はシートベルトの着用を厳守してください。
- ・ 雨天時にコース変更をする場合は、事前に両方のコースを申し出てください。
- ・ 台風等の災害の危険がある場合を除き、当日キャンセルできません。
- ・ ゴミは各自持ち帰りをお願いします。
- ・ 乗車幹事の方は、出発から終了までの乗車をお願いします。また、忘れ物及びゴミなどの最終確認をお願いします。
- ・ 年間の利用回数は1団体4回までです。(市・県主催の研修・大会は含みません)
- ・ 車内は、禁煙、禁酒となります。
- ・ 利用時間内の飲酒、入浴その他健康状態に異変を起こす恐れのある行為は固く禁止します。(ルールに反した場合は、次回以降の利用を制限します。)
- ・ 社協が運営しているバスと観光バスの併用利用は、旅客自動車運送事業者などからの誤解を生じかねないため、認めません。
- ・ 園児、児童、生徒の利用は、園児と保育士、児童・生徒と指導員が利用する場合に利用できます(保護者が送迎できる行事等には利用できません)。なお、原則、単なる送迎などの利便性向上を目的とする利用は対象外であり、申請団体が送迎車両を保有している場合は本制度を利用できません。
- ・ 道幅が狭くバスの進入が難しいなどの場合は、乗務員の判断に従ってください。
- ・ 社会福祉協議会を通さずに乗務員と直接交渉しないでください。
- ・ 会場利用の関係で、バス利用者が地域福祉センター駐車場に駐車できない場合があります。その際は、社会福祉協議会の指示に従ってください。
- ・ 昼食は、観光や慰安と誤解されないよう1時間程度にしてください。
- ・ 昼食休憩は正午までに行程が終了できない場合にのみにしてください。
- ・ 普通自動車と大型バスの走行時間の違いをご理解いただき、無理のない運行行程をお願いします。
- ・ 運行経路の変更は、遅くとも2週間前までとしていますが、変更後の経路が適当でない場合は、利用を取り消す場合もあります。
- ・ 車輛の不具合、悪天候及び感染予防対策が不十分な場合は、当日の運行を中止する場合があります。
- ・ その他安全運行のため必要と考えられる事項にはご協力をお願いします。
- ・ 車内での飲食はご遠慮ください(お茶や飴程度なら大丈夫です)。

バス利用者が、ルールを守りお互いに気持ちよく安全に利用できるように、
ご理解・ご協力をお願いいたします。

申込み・問い合わせ先

酒田市社会福祉協議会

酒田市新橋2-1-19

電話 0234-23-5765

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除きます)

